備考

一　イツテルビウム標準液は市販品を用いてもよい。

二　内標準として、イツテルビウムに代えてイツトリウムを用いてもよい。

三　検定の操作においては、状況により他の波長で測定してもよい。

別表第六　誘導結合プラズマ質量分析法による検定の方法（第三条関係）

区分	方法
一　試薬の調製（次に示すもの以外は、別表第四に示すものを用いる。）	
(一)　インジウム標準液	金属インジウム〇・二五〇グラムに硝酸十ミリリツトルを加えて加熱溶解した後、冷却し、蒸留水を加えて二百五十ミリリツトルとする。この溶液二十五ミリリツトルに硝酸（一十一）十ミリリツトルを加え、更に蒸留水を加えて五百ミリリツトルとする。
(二)　検量線用カドミウム溶液	カドミウム濃度が〇・〇〇〇五ないし〇・五ミリグラム毎リツトルの範囲で、かつ、インジウム濃度が一定濃度となるように、カドミウム標準液及びインジウム標準液を混合し、〇・一モル毎リツトル塩酸又は〇・一モル毎リツトル硝酸で希釈する。
二　試料液の調製	試料十・〇グラムを容量百ミリリツトルの広口びんに入れ、〇・一モル毎リツトル塩酸五十・〇ミリリツトルを加えて、これを恒温水平振り混ぜ機で摂氏三十度に保つて約一時間振り混ぜた後、乾燥ろ紙（日本工業規格五種Ｂのもの）又は孔径〇・四五マイクロメートルのメンブランフィルターでろ過し、インジウム標準液を一定濃度となるように添加する。
三　検定の操作	試料液（カドミウムの含有量が試料液一リツトルにつき〇・五ミリグラムを超える場合にあつては、カドミウムの含有量が試料液一リツトルにつき〇・五ミリグラム以下になるよう〇・一モル毎リツトル塩酸でｎ倍に希釈する。）を誘導結合プラズマ質量分析装置にかけ、質量数百十一でカドミウムのイオン強度を、質量数百十五でインジウムのイオン強度をそれぞれ測定し、インジウムに対するカドミウムの相対イオン強度比を求める。 カドミウム濃度の異なる複数の検量線用カドミウム溶液を同様に操作して求めたイオン強度比から検量線を作成する。試料液から得られたイオン強度比及び検量線からカドミウム濃度（C_S）を求める。別に〇・一モル毎リツトル塩酸にインジウム標準液を試料液のインジウム濃度と同一の濃度となるように添加し、試料液と同様に操作してカドミウム濃度（C_0）を求める。 試料（W_1グラム）よりを摂氏百五度で約四時間乾燥して得たもの（W_2グラム）を比べて水分を測定する。
四　試料の水分の測定	

備考

一　インジウム標準液は市販品を用いてもよい。

二　内標準として、インジウムに代えてロジウムを用いてもよい。

三　検定の操作においては、状況により他の質量数で測定してもよい。

付録第1中「附録第1」を「付録第1（第1条関係）」に改める。

付録第1中「附録第1」を「付録第1（第1条関係）」に改め、付録第1を次のように加える。

付録第一（第一条関係）

$$C = n \times (C_S - C_0) \times 100 \times \frac{1}{S}$$

Cは、カドミウム濃度（単位　米一キログラムにつきミリグラム）

n、C_S、C_0及びSは、それぞれ別表第二に規定するn、C_S、C_0及びS

付録第二（第二条関係）

$$C = n \times (C_S - C_0) \times 100 \times \frac{1}{S}$$

Cは、カドミウム濃度（単位　米一キログラムにつきミリグラム）

n、C_S、C_0及びSは、それぞれ別表第三に規定するn、C_S、C_0及びS

付録第四の次に次の二付録を加える。

付録第五（第三条関係）

$$C = 5 \times n \times (C_S - C_0) \times \frac{W_1}{W_2}$$

Cは、カドミウム濃度（単位　土壌一キログラムにつきミリグラム）

n、C_S、C_0、W_1及びW_2は、それぞれ別表第五に規定するn、C_S、C_0、W_1及びW_2

付録第六（第三条関係）

$$C = 5 \times n \times (C_S - C_0) \times \frac{W_1}{W_2}$$

Cは、カドミウム濃度（単位　土壌一キログラムにつきミリグラム）

n、C_S、C_0、W_1及びW_2は、それぞれ別表第六に規定するn、C_S、C_0、W_1及びW_2

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

官庁報告

国家試験

平成24年度金融庁経験者採用試験（係長級）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成24年8月6日

人事院事務総長　尾西　雅博

1　試験の名称　平成24年度金融庁経験者採用試験（係長級）

2　対象官職　金融庁の所掌する行政事務に関する企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする係長の官職であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

3　給与　この試験に合格し、採用される者は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け、その俸給月額は、採用される者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用Ⅰ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する。

（参考）

国家公務員採用Ⅰ種試験による採用後4年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

222,900円（※）

※平成26年3月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の77.7を乗じて得た額を減じて支給される。

4　受験資格　平成24年4月1日において、学校教育法（平成22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第4項第2号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程を修了した日のうち最も古い日から起算して4年を経過した者。

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員となることができない者は、受験することができない。